

岩手県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成30年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、久慈市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村
- 2 基本測量を実施する期間 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）